

千葉市立青葉病院管理会議設置要綱

(目的)

第1条 千葉市立青葉病院の運営に関する重要事項を審議決定するため、青葉病院管理会議（以下「会議」という。）を設置する。

(組織)

第2条 会議の組織は、院長、副院長、診療局長、医療安全室長、院長補佐、看護部長、副看護部長、薬剤部長、医療安全副室長、事務長、医事室長、事務長補佐を会員として構成する。

2 会長及び副会長は、それぞれ院長、副院長とする。

(会議)

第3条 会議は毎月1回開催する。ただし、院長が必要と認めるときは、これを変更し、または臨時に開催することができる。

2 会議の議長は会長とし、会長に事故あるときは、副会長が議長の職務を代理する。

3 会長は、必要に応じて前条第1項に定めた会員以外の出席を求めることができる。

(庶務)

第4条 会議の庶務は、事務局において総理する。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則 この要綱は、平成6年7月1日から施行する。

改正 平成8年10月1日

改正 平成15年5月1日

改正 平成23年4月1日

改正 平成27年4月1日